



山形県公報

平成18年5月12日(金)
第1740号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... (総合防災課) ...737

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定..... (置賜総合支庁福祉課) ...738

土地改良事業の工事の完了に係る届出..... (村山総合支庁農村計画課) ... 同

土地改良区の役員の退任の届出..... (最上総合支庁農村計画課) ...739

土地改良区の役員の就任の届出..... ( 同 ) ... 同

土地改良事業の計画変更の同意..... ( 同 ) ...740

基本測量の実施の通知..... (管 理 課) ... 同

### 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14 - 4 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則..... 同

### 告 示

平成18年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)の実施.....743

平成18年度山形県警察官採用試験の実施.....745

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ...749

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... (置賜総合支庁企画振興課) ... 同

一般競争入札の公告..... (都市計画課) ...750

特定調達契約に係る落札者の公告..... (病院事業局) ... 同

### 正 誤

## 規 則

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第76号

山形県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第2号口中「2,385,000円」を「2,342,000円」に改め、同表第3項第3号イの表中

|          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 17,300 円 | 22,200 円 | 32,700 円 | 39,100 円 | 49,600 円 |
| 28,500   | 36,800   | 51,400   | 60,300   | 75,600   |

を

|          |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 17,200 円 | 22,100 円 | 32,600 円 | 39,000 円 | 49,500 円 |
| 28,400   | 36,700   | 51,200   | 60,100   | 75,400   |

に改め、同号口の表中

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 11,300 円 | 13,700 円 | 17,500 円 |
| 16,900   | 20,000   | 25,300   |

を

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 11,300 円 | 13,700 円 | 17,400 円 |
| 16,800   | 19,900   | 25,200   |

に改め、同表第6項第2

号中「510,000円」を「500,000円」に改め、同表第9項第3号中「193,000円」を「199,000円」に、「154,400円」を「159,200円」に改める。

別表第2第1項第3号イ中「10級」を「8級」に改め、同号口中「4級」を「3級」に改め、同号八中「及び看護師」を「、看護師、大工、左官及びとび職」に、「2級」を「1級」に改め、同号二を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地             | 事業所の名称及び所在地                     | 居宅サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------|-------------|
| 有限会社ヘルズ<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地の9 | ヘルズしらたか<br>西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1026番地の9 | 特定福祉用具販売  | 平成18. 4. 21 |

### 山形県告示第501号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 届出者の名称   | 地区名  | 事業の名称        | 工事完了年月日    |
|----------|------|--------------|------------|
| 東 根 市    | 本郷和合 | 基盤整備促進事業（一般） | 平成18年3月15日 |
| 山形農業協同組合 | 上 平  | 基盤整備促進事業（一般） | 平成17年7月28日 |

## 山形県告示第502号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の次の役員が退任した旨の届け出があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 奥 山 茂 一   | 最上郡最上町大字富沢1343 |
| 同        | 笠 原 東 治   | 同 1349         |
| 同        | 高 橋 庄 七   | 同 1325         |
| 同        | 奥 山 定 次 郎 | 同 1346         |
| 同        | 大 場 恭 司   | 同 1556         |
| 同        | 石 山 真 木 男 | 同 1884 - 2     |
| 同        | 佐 藤 毅     | 同 1888         |
| 同        | 笠 原 格     | 同 1333         |
| 監 事      | 二 戸 新 助   | 同 1354         |
| 同        | 大 場 浩 美   | 同 1824         |
| 同        | 奥 山 勝 明   | 同 1840         |

## 山形県告示第503号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、最上町東部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 笠 原 東 治   | 最上郡最上町大字富沢1349 |
| 同        | 笠 原 格     | 同 1333         |
| 同        | 奥 山 四 郎   | 同 1813         |
| 同        | 奥 山 定 次 郎 | 同 1346         |
| 同        | 大 場 好 一   | 同 1822         |
| 同        | 笠 原 勝 義   | 同 1147         |

|     |         |   |          |
|-----|---------|---|----------|
| 同   | 藤 畑 敬 美 | 同 | 1247     |
| 同   | 富 沢 富 重 | 同 | 1833     |
| 監 事 | 二 戸 新 助 | 同 | 1354     |
| 同   | 大 場 浩 市 | 同 | 1533 - 2 |
| 同   | 笠 原 孝 一 | 同 | 2091     |

## 山形県告示第504号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第1項の規定により、土地改良事業計画の変更を次のとおり同意した。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
最上町(最上町西部地区)
- 2 同意年月日  
平成18年4月27日

## 山形県告示第505号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 基本測量を実施する地域  
酒田市、村山市、天童市
- 2 基本測量を実施する期間  
平成18年5月8日から平成19年2月28日まで
- 3 作業の種類  
基本測量(電子基準点調査作業)

## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月12日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

別表第1山形市市長部局の項職の欄中「室長、課長補佐(秘書課)を「室長、総括主幹(職員課及び管財課に置くものに限る。)、課長補佐(秘書課)に、「行政管理課、職員課及び管財課」を「及び行政管理課」に、「経営改革係長、行政改革係長」を「機構改革係長、行政経営係長」に、「管財係長」を「管理係長(管財課に置くものに限る。)」に改め、同表山形市教育委員会事務局の項職の欄中「及び学校教育課に置く」を「に置くもの及び学校教

育課に置くもので教職員の人事に関する事務を担当する」に、「主幹（学校教育課に置くもので、業務名を冠するもの）」を「業務名を冠する主幹（学校教育課に置くもの（管理に関する事務を担当するものを除く。）」に、

|                                                                                                                        |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 事務長（中央公民館、東部公民館、西部公民館、南部公民館、北部公民館、江南公民館、霞城公民館、元木公民館、千歳公民館、出羽公民館、金井公民館、滝山公民館、東沢公民館、高瀬公民館、南沼原公民館、南山形公民館及び蔵王公民館に置くものに限る。） | を |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| 事務長（榎沢公民館、大郷公民館、明治公民館及び山寺公民館に置くものを除く。） | に改め、同表鶴岡市 |
|----------------------------------------|-----------|

市長部局の項中「合併対策室長」を「政策調整室長」に、「課長、主幹」を「課長（課付課長を除く。）主幹」に、「国際室長」を「市長公室長、国際室長」に、

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 東京事務所 | 所長 | を |
|-------|----|---|

|            |    |    |
|------------|----|----|
| 東京事務所      | 所長 | に、 |
| 地域包括支援センター | 所長 |    |

|      |           |   |
|------|-----------|---|
| 藤島庁舎 | 支所長、次長、課長 | を |
| 羽黒庁舎 | 支所長、次長、課長 |   |
| 楡引庁舎 | 支所長、次長、課長 |   |
| 朝日庁舎 | 支所長、次長、課長 |   |
| 温海庁舎 | 支所長、次長、課長 |   |

|      |                                      |           |
|------|--------------------------------------|-----------|
| 藤島庁舎 | 支所長、次長、課長（課付課長を除く。）政策企画室長、エコタウン室長、主幹 | に改め、同表鶴岡市 |
| 羽黒庁舎 | 支所長、次長、課長（課付課長を除く。）政策企画室長、観光商工室長、主幹  |           |
| 楡引庁舎 | 支所長、次長、課長（課付課長を除く。）政策企画室長、主幹         |           |
| 朝日庁舎 | 支所長、次長、課長、政策企画室長、主幹                  |           |
| 温海庁舎 | 支所長、次長、課長、政策企画室長、主幹                  |           |

会計課の項中 

|    |
|----|
| 課長 |
|----|

 を

|         |                              |
|---------|------------------------------|
| 出納参事、課長 | に改め、同表酒田市市長部局の項職の欄中「主幹、課長補佐」 |
|---------|------------------------------|

を「主幹（課付主幹を除く。）課長補佐」に改め、同表新庄市市長部局の項職の欄中「職員広報室長」を「秘書行政室長」に改め、同表寒河江市市長部局の項職の欄中「主幹、課長補佐（庶務課及び財政課に置くものに限る。）」を「室長、主幹、課長補佐（総務課に置くものに限る。）室長補佐（財務室に置くもので財政に関する事務を担当

するものに限る。)」に改め、同表上山市市長部局の項職の欄中「課長補佐」を「主幹」に、「に限る。）」主査(秘書担当)係長(職員担当)」を「で財政に関する事務を担当するものに限る。))副主幹(庶務課に置くもので秘書に関する事務を担当するものに限る。))主査(庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するものに限る。))」に改め、同表長井市市長部局の項中

|           |    |
|-----------|----|
| 福 祉 事 務 所 | 所長 |
|-----------|----|

を

|             |    |
|-------------|----|
| 勤 労 セ ン タ - | 所長 |
| 福 祉 事 務 所   | 所長 |

に改め、同表天童市

市長部局の項職の欄中「課長」を「課長、室長」に改め、同表東根市市長部局の項職の欄中「庶務課」を「庶務課に置くもので職員の人事に関する事務を担当するもの」に改め、同表朝日町の項中

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教育長、課長 |
|-----------------|--------|

を

|                 |        |
|-----------------|--------|
| 出 納 室           | 室長     |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教育長、課長 |

に改め、同表大江町

出納室の項中 「 出納主幹 」 を

|    |
|----|
| 室長 |
|----|

に改め、同表金山町町長部局の項中

|     |            |
|-----|------------|
| 病 院 | 院長、副院長、事務長 |
|-----|------------|

を

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 地 域 包 括 ケ ア セ ン タ - | センター長      |
| 病 院                 | 院長、副院長、事務長 |

に改め、同表真室川

町町長部局の項中 「 課長 」 を

|       |
|-------|
| 課長、室長 |
|-------|

に改め、同表白鷹町町長部局の項中

|    |
|----|
| 課長 |
|----|

を

|       |
|-------|
| 課長、室長 |
|-------|

に改め、

同表飯豊町町長部局の項中

|       |    |
|-------|----|
| 診 療 所 | 所長 |
|-------|----|

を

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 診 療 所           | 所長  |
| 介 護 老 人 保 健 施 設 | 事務長 |

に改め、同表三川町

の項中

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教育長、教育次長 |
|-----------------|----------|

を

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 収 入 役 室         | 出納主幹     |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | 教育長、教育次長 |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第2号

平成18年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成18年 5月12日

山 形 県 人 事 委 員 会  
委 員 長 古 澤 茂 堂

- 1 試験の名称  
平成18年度山形県職員採用試験(大学卒業程度)
- 2 試験区分及び採用予定人員  
行政約25名、警察行政若干名、総合土木約5名、建築若干名、一般農業若干名、林業若干名、水産若干名、機械若干名、電子情報若干名、警察科学(法医)若干名、警察科学(工学)若干名、少年補導専門官若干名
- 3 試験の程度  
大学卒業程度
- 4 対象となる職  
行政職給料表の職務の級1級の職又はこれに相当する職
- 5 給 与  
この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。  
なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適 用 給 料 表   | 給 料 料    |
|-------------|----------|
| 行 政 職 給 料 表 | 1 級25号給  |
| 研 究 職 給 料 表 | 2 級 1 号給 |

- 6 受験資格  
次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者（試験区分「電子情報」は除く。）及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。  
(1) 昭和52年 4月 2 日から昭和60年 4月 1 日までに生まれた者  
(2) 昭和60年 4月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者  
学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年 3月までに卒業見込みの者

人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者

7 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)  
専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

(2) 試験の実施日

平成18年6月25日(日)

(3) 試験地

山形市

(4) 第1次試験合格者発表

平成18年7月6日(木)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8 第2次試験

(1) 試験種目

総合試験(記述式)、人物試験及び身体測定。ただし、身体測定は少年補導専門官についてのみ実施する。  
身体測定の基準は、別表2のとおりである。

(2) 試験の実施日(予定)

平成18年7月14日(金)並びに7月24日(月)から7月28日(金)まで、7月31日(月)及び8月1日(火)のうち指定する1日

(3) 試験地

山形市

9 最終合格者発表

平成18年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、封筒の表に「大卒程度請求」と朱書し、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒(長形3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号 990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「 受験」( は試験区分名。)と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間

平成18年5月19日(金)から6月5日(月)まで(持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。)

なお、郵送による申込みは、平成18年6月5日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験に関する問い合わせを郵便で行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。



別表 1  
 専門試験出題分野一覧表

| 試 験           | 試験区分                                               | 出 題 分 野                                                                       | 出題形式      |
|---------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 第 1 次         | 行 政                                                | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                | 多 枝 選 択 式 |
|               | 警 察 行 政                                            | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                |           |
|               | 総 合 土 木                                            | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工、農業水利、土地改良、農業造構                         |           |
|               | 建 築                                                | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                              |           |
|               | 一 般 農 業                                            | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学、食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画 |           |
|               | 林 業                                                | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                 |           |
|               | 水 産                                                | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学                         |           |
|               | 機 械                                                | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作                                  |           |
|               | 電 子 情 報                                            | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                                |           |
|               | 警 察 科 学（法 医）                                       | 数学・物理、生化学、有機化学、無機化学、物理化学、分析化学、生物化学、応用微生物学                                     |           |
|               | 警 察 科 学（工 学）                                       | 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学、機械設計、機械材料、機械工作                                  |           |
| 少 年 補 導 専 門 官 | 社会福祉概論（社会保障を含む。）社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査 |                                                                               |           |

別表 2  
 身体測定基準（少年補導専門官のみ）

| 項 目   | 基 準                                    |
|-------|----------------------------------------|
| 視 力   | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴 力   | 正常であること。                               |
| 色 覚   | 正常であること。                               |
| そ の 他 | 職務遂行に支障のないこと。                          |

山形県人事委員会告示第 3 号

平成18年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成18年 5月12日

山 形 県 人 事 委 員 会  
 委 員 長 古 澤 茂 堂

## 1 試験の名称

平成18年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官A(男性)約60名、警察官A(女性)若干名、警察官A(武道指導・柔道)若干名、警察官A(武道指導・剣道)若干名、警察官B(男性)約20名、警察官B(女性)若干名

## 3 試験の程度

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は大学卒業程度、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

## 5 給与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は、公安職給料表1級21号給で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は、公安職給料表1級1号給であり、このほか同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、身体測定1、体力検査1、実技試験(警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)のみ。)

身体測定1の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官A(男性)及び警察官A(女性)は平成18年7月9日(日)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は平成18年7月9日(日)及び10日(月)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は平成18年9月17日(日)

## (3) 試験地

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は山形市、鶴岡市及び酒田市。ただし、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)の第2日目は天童市。警察官B(男性)及び警察官B(女性)は山形市、鶴岡市、酒田市、新庄市及び南陽市。

## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については平成18年7月20日(木)(予定)に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成18年10月5日(木)(予定)に、山形県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2

身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

## (2) 試験の実施日(予定)

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成18年7月30日(日)及び8月上旬の指定する1日、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成18年10月22日(日)及び11月上旬の指定する1日

## (3) 試験地

山形市

## 9 最終合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成18年8月下旬に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成18年11月下旬に、山形

県庁及び県内各警察署の屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

#### 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

#### 11 受験手続

##### (1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を必ず同封して、山形県警察本部警務課（山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577）あて請求すること。

##### (2) 受験の申込み

ア 受験申込書に所要事項を記入し、山形県警察本部警務課に持参により提出するか、郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A（男性）受験」等と朱書きするとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

イ 受験申込書を提出するときは、80円切手をはったあて先明記の受験票送付用封筒（長形3号封筒）を添付し、角形2号封筒に折らないで入れること。

##### (3) 受験申込期間

警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成18年6月2日（金）から6月23日（金）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成18年8月4日（金）から8月25日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで。）。

なお、郵送による申込みは、警察官A（男性）、警察官A（女性）、警察官A（武道指導・柔道）及び警察官A（武道指導・剣道）については、平成18年6月23日（金）まで、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については、平成18年8月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行うこと。

(2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

#### 別表 1

| 試験区分     | 受 験 資 格                                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官A（男性） | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |
| 警察官A（女性） | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者 |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A (武道指導・柔道) | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 柔道の段位が3段以上の者又は平成19年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 A (武道指導・剣道) | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 剣道の段位が3段以上の者又は平成19年3月までに3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 B (男性)      | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |
| 警察官 B (女性)      | 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成19年3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                        |

別表2

| 試験区分                                                          | 項目  | 基準                 |
|---------------------------------------------------------------|-----|--------------------|
| 警察官 A (男性)<br>警察官 A (武道指導・柔道)<br>警察官 A (武道指導・剣道) 及び警察官 B (男性) | 身長  | 160センチメートル以上であること。 |
|                                                               | 体重  | 47キログラム以上であること。    |
|                                                               | 胸囲  | 78センチメートル以上であること。  |
|                                                               | その他 | 職務遂行に支障のないこと。      |
| 警察官 A (女性)<br>及び警察官 B (女性)                                    | 身長  | 155センチメートル以上であること。 |
|                                                               | 体重  | 43キログラム以上であること。    |
|                                                               | その他 | 職務遂行に支障のないこと。      |

別表3

| 試験区分 | 項目 | 基準                                     |
|------|----|----------------------------------------|
| 全区分  | 視力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|      | 聴力 | 正常であること。                               |
|      | 色覚 | 正常であること。                               |

## 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 山形ベスラベナバスケットボールクラブ
  - (2) 代表者の氏名  
山本 健一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
東根市大字若木133番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高度な技術と豊富な知識を有する会員相互の協力により、バスケットボールの普及促進活動を行うとともに、不特定多数の選手および指導者を対象に技術指導を行い、バスケットボールの技術向上、次世代人材の育成を推進し、もって社会教育、子供たちの「健全な心」の育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成18年5月12日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人すぶうん
  - (2) 代表者の氏名  
草野 恵子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
山形県東置賜郡高畠町大字高畠707番地5
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に高畠町の住民、さらに置賜地域の住民に対して、家族の支援に関する事業を行い、地域の

福祉の向上に寄与することを目的とする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成18年5月12日

山形県知事 齋藤 弘

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件

| 場 所                       | 日 時                      | 入 札 に 付 す る 物 件                                                           |
|---------------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 山形市松波二丁目8番1号<br>山形県庁2階入札室 | 平成18年6月23日(金)<br>午後1時30分 | 山形市大字松原字原1841番41<br>雑種地 1,564.57平方メートル<br>用途地域等 市街化調整区域及び農業振興地域の<br>農用地区域 |

2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

3 契約条項を示す場所

土木部都市計画課

4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上

5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効である。

6 その他

(1) 説明会の場所及び日時

- イ 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁2階入札室  
ロ 日時 平成18年6月2日(金)午後1時30分

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、土木部都市計画課(電話023(630)3130)に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年5月12日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

1 落札に係る物品等の名称及び数量

A 重油(JIS1種2号) 1,615キロリットル(予定数量)

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立日本海病院医事経営課用度係 酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001

3 落札を決定した日 平成18年3月24日

4 落札者の名称及び所在地

富士鉱油株式会社 山形市香澄町3-6-22

5 落札金額 58.59円(1リットル当たり)

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。)第3条の公告を行った日 平成18年1月31日

## 正 誤

|            |              |     |    |
|------------|--------------|-----|----|
| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ページ | 行  |
| 平成18. 3.31 | 第1729号       | 553 | 12 |

## 誤

|      |                   |      |
|------|-------------------|------|
| 運動用具 | 1 競技一式<br>1 時間につき | 100円 |
|------|-------------------|------|

## 正

|          |            |      |
|----------|------------|------|
| テニス用具    | 一式 1 時間につき | 50円  |
| ミニサッカー用具 | 一式 1 時間につき | 100円 |
| ゲートボール用具 | 一式 1 時間につき | 50円  |

平成18年5月12日印刷  
平成18年5月12日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056